

戸建住宅の耐震補助制度を拡充します

市では、現行の木造戸建住宅の耐震補助制度に、平成29年度から新たに非木造住宅・プレハブ住宅等を補助対象に加えるとともに、住宅の一部屋又はベッドにフレーム等を設置して一時的に安全な空間を作る耐震シェルター・防災ベッドの設置への補助メニューを追加することとしましたので、お知らせします。

(1) 制度の拡充内容

補助種類		住宅の構造 補助率・補助額	木造	
			【追加】非木造・プレハブ等	
		補助率	補助限度額	
耐震診断			—	12万円
耐震性に課題がある場合	耐震改修	耐震改修計画書作成	2/3	12万円
		耐震改修工事 (高齢者世帯等加算)	1/2	80万円 (上記に25万円加算)
		現場立会い費用		6万円
	【追加】簡易な耐震対策	耐震シェルター設置	1/2	30万円
		防災ベッド設置		20万円

※ このほかにも、耐震改修と併せて実施する準防火地域内に存する既存不適格の防火構造改修に対する補助制度があります。

- 対象建築物：昭和56年(1981年)5月31日以前に新築の工事に着手したもの
- ※ 耐震シェルター・防災ベッドは、2階以下の木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性に課題があるものが対象
- 対象者：住宅の所有者又は所有者の1親等以内の親族で、当該住宅に居住する人
- 補助制度のご利用にはその他にも諸条件があります。詳細については、担当課までお問い合わせください。

(2) 申請受付期間(平成29年度)

平成29年4月12日(水)から平成30年1月31日(水)まで(一部の耐震改修工事補助金を除く。)

- ※ 業務の着手前に申請が必要です。
- ※ 補助予定額に達した時点で、終了となる場合があります。
- ※ 補助金の交付を受けた場合には、平成30年2月末日までに業務の完了報告が必要です。

問 い 合 わ せ 先
建 築 指 導 課
電話 042-769-8252(直通)